

大項目 1. 専門委員会 小項目 b. 財務委員会

対象事業及び支給額一覧表

(1) 諸謝金 (科目: ①諸謝金)

| 名称 | 内容 | 金額 | 備考 |
|----|----|----|----|
| | | | |

(2) 旅費 (科目: ②旅費)

- 公共交通機関の場合 (鉄道、バス、船舶、飛行機)

領収書をもって算する。

| | |
|-------------|-------------------|
| 鉄道・バス・船舶の場合 | 利用料金支給 (WEB 検索料金) |
| 飛行機の場合 | 領収書添付で実費支給 |

- 私有車の場合 (走行距離)

| 走行距離 | 支給額 |
|------|-----|
| | |

(3) 賃借料 (科目: ③賃借料)

| 名称 | 内容 | 金額 | 備考 |
|----|----|----|----|
| | | | |

(4) 賃金 (科目: ⑧賃金)

| 名称 | 内容 | 金額 | 備考 |
|---------|-----------------|------------|----|
| 予算委員会日当 | 予算・決算等 ヒアリング | 1,000 円/時間 | |

(5) 会議費 (科目: ⑨会議費)

| 名称 | 内容 | 金額 | 備考 |
|----------------|-------|---------|-----------------------|
| 会議日当 1 (※1) | 財務委員会 | 1,000 円 | 熊本市及びその隣接地から出席する者 |
| 会議日当 2 (※1) | 財務委員会 | 2,000 円 | その他 (上記以外) の地域から出席する者 |

(※1) 各委員会からの出席者は、各 1 名を予定し、オブザーバー出席者については、各委員会の負担とする。

当協会執行部として、あるいは当委員会運営上負担すべき費用が発生する場合、また、事務局職員に負担が生じたと考えられる場合は、予算委員会構成員 (財務委員長、専務理事、事務局担当理事 (事務局長、事務局次長)) において検討の上、適宜支給する。